



鹿行ニュース No.28

令和 4年 7月 1日

鹿児島県行政書士会
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室
(敷地内併設の駐車場は30分無料)
電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会
会長 鶴 信光

日行連より令和4年6月29日付日行連発第393号により「令和4年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼に関するお願い」についての周知要請がありましたので、お知らせいたします。

各 単 位 会 長 様

日行連発 第393号
令和4年6月29日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

令和4年毎月勤労統計調査特別調査への
調査協力依頼に関するお願いについて（会員周知願ひ）

厚生労働省より、「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）に関して別紙のとおり会員周知依頼がございましたので、各単位会におかれましては、所属会員に対する周知をお願いいたします。

なお、本会ホームページにおいても本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。
ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

以上

<別紙>

- ・「令和4年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について」（添付資料一部省略）
（令和4年6月21日付政統発0621第3号）

※ 上記、<別紙>の詳細については、日行連ホームページにてご確認願ひます。

会費引落のお知らせ

令和4年7月20日が会費引落日ですので、引き落とし口座の
残高の確認を宜しくお願い致します。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。

暴力追放三ない+①運動「暴力団」を恐れない・に金を出さない・を利用しない・と交際しない+①